

伊 勢 市 公 報

第 110 号
平成 22 年 6 月 7 日
月 曜 日

目 次

| | 頁 |
|---|----|
| 規 則 | |
| ○ 証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○ 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 訓 令 | |
| ○ 伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程 | 6 |
| 上下水道事業規程 | |
| ○ 伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程 | 11 |
| 病院事業管理規程 | |
| ○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程 | 13 |
| 告 示 | |
| ○ 市議会臨時会の招集について | 15 |
| ○ 地縁団体「常磐表町町内会」の代表者変更に伴う告示について | 17 |
| ○ 地縁団体「中小俣自治区」の代表者変更に伴う告示について | 18 |
| ○ 地縁団体「津村町自治会」の代表者変更に伴う告示について | 19 |
| 公 告 | |
| ○ 犬の抑留について | 20 |
| ○ 農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定に基づく基本構想の変更について | 21 |
| ○ 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の通知による図面の縦覧公告について | 22 |
| ○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について | 23 |
| 農業委員会告示 | |
| ○ 伊勢市農業委員会第 7 回総会の招集について | 24 |
| 公 表 | |
| ○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について | 25 |
| ○ 伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について | 27 |

証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 19 号

証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則

証明書等自動交付事務取扱規則（平成 17 年伊勢市規則第 91 号）の一部を次のように改正する。

別表中伊勢市小俣北部保険福祉会館の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 20 号

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項第 6 号中「規定する週休日」の次に「、勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第5号

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程

伊勢市災害対策本部規程（平成17年伊勢市訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 情報戦略局長

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項の表本部運営部の部広報班の項を削り、同部本部施設班の項の次に次のように加える。

調査班

第6条第1項の表調査部の部中「調査部」を「広報部」に、「調査班」を「広報班」に改め、同表産業観光部の部交通班の項を削り、同表都市整備部の部中「避難誘導班」を「土木施設班」に、「土木施設班」を「避難誘導班」に改め、同表消防部の部消防総務班の項の次に次のように加える。

消防情報班

別表本部員の項中「、総務部参事危機管理担当、財務政策部長」を「、情報戦略局長」に改め、同表本部運営部の部1の項中第4号を削り、同部防災総括班の款2の項中第2号イを削り、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとし、同部広報班の款を削り、同部本部応援班の款3の項中「応援」を「応援に関すること。」に改め、同部本部施設班の款の次に次のように加える。

調査班

班長 課税課長

班員 課税課員、収税課員

- 1 人的被害及び被害家屋(市有建物を除く。)の調査に関すること。
- 2 り災名簿の作成に関すること。

3 り災証明、その他被害に関する証明の発行に関すること。

調査部の部を次のように改める。

広報部 部長 情報戦略局長

広報班

班長 広報広聴課長

班員 広報広聴課員、秘書課員、情報調査室員、行政経営課員

- 1 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 2 部内における被害情報等のとりまとめに関すること。
- 3 部内における職員の安否確認及び動員に関すること。
- 4 広報資料の収集、広報及び広聴活動、市民相談に関すること。
- 5 報道対応に関すること。
- 6 被害写真、収録、記録に関すること。

別表環境生活部の部ボランティア対応班の款班員の項中「、定額給付金対策室員」を削り、同部食料班の款3の項を削る。

別表産業観光部の部交通班の款を削り、同表都市整備部の部土木総務班の款班長の項中「監理課長」を「交通政策課長」に改め、同款班員の項中「監理課員」の次に「、交通政策課員、維持課員」を加え、同款4の項を同款9の項とし、同款3の項の次に次のように加える。

- 4 気象警報等の情報収集及び受理伝達に関すること。
- 5 水防に関すること。
- 6 公共交通機関の運行状況（鉄道、バス、フェリー等）の情報収集、連絡調整に関すること。
- 7 おかげバスに関すること。
- 8 応急復旧土木資材の調達に関すること。

別表都市整備部の部土木総務班の款の次に次のように加える。

土木施設班

班長 維持課長

班員 維持課員、基盤整備課員

- 1 都市整備部が管理する土地・土木施設の被害状況調査に関すること。
- 2 市有及び市の管理する土地の地質、地盤等震災対策の調査研究に関すること。
- 3 緊急避難路の確保に関すること。
- 4 都市整備部に属する土木施設、急傾斜地及び砂防施設の応急補修並びに復旧工事監督に関すること。
- 5 市内のパトロール及びパトロール業務委託業者への指示に関すること。
- 6 高潮注意報、同警報の発令時における勢田川防潮水門との連絡に関すること。
- 7 所管の水門、陸こう等の開閉に関すること。
- 8 ポンプ場の運転及び補修に関すること。

別表都市整備部の部避難誘導班の款班員の項中「監理課員、用地課員、都市計画課員」を「都市計画課員、用地課員」に改め、同部土木施設班の款を削り、同部建築住宅班の款中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

- 3 応急建築資材の収集に関すること。

別表消防部の部消防総務班の款1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から5の項までを1項ずつ繰り上げ、6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項から10の項までを2項ずつ繰り上げ、同款の次に次のように加える。

消防情報班

班長 消防本部消防課長

班員 消防本部消防課員

- 1 市災害対策本部及び消防団との連絡調整に関する事。
- 2 災害情報及び活動状況の収集、分析記録に関する事。
- 3 緊急消防援助隊の出動要請に関する事。
- 4 緊急消防援助隊調整本部の設置及び廃止に関する事。

別表消防部の部消防通信指令班の款班長の項中「消防本部消防課長」を「消防本部通信指令課長」に改め、同款班員の項中「消防本部消防課員」を「消防本部通信指令課員」に改め、同款中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同部消防班の款に次のように加える。

- 2 救急・救助に関する事。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道事務決裁規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表6の項を次のように改める。

| | | | | |
|---------------------------|-----------|---------|------|--|
| 6 職員の休暇、遅刻、早退等の承認又は欠勤届の受理 | 部長、次長及び参事 | 課長及び副参事 | 課内職員 | |
|---------------------------|-----------|---------|------|--|

別表第1の3の表3の項中「100万円以上」を「予算の目間の流用」に、「100万円未満」を「予算の節間の流用」に改め、同表7の項及び10の項中「100万円以上300万円未満」を「100万円超300万円未満」に、「100万円未満」を「100万円以下」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 5 月 27 日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第 5 号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員就業規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表看護部の部 1 の款準夜勤の項中「午後 4 時 15 分」を「午後 4 時 30 分」に、「午前 1 時」を「午前 1 時 15 分」に改める。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 48 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成 22 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 22 年 6 月 3 日（木） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市市税条例の一部改正について)
 - (2) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市都市計画税条例の一部改正について)
 - (3) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市国民健康保険条例の一部改正について)
 - (4) 平成 22 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）
 - (5) 伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部改正について

- (6) 継続費繰越しの報告について
- (7) 繰越明許費繰越しの報告について
- (8) 事故繰越しの報告について
- (9) 伊勢市水道事業会計予算の繰越しについて
- (10) 伊勢市下水道事業会計予算の繰越しについて
- (11) 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算の繰越し
について
- (12) 伊勢市土地開発公社の決算について

伊勢市告示第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、常磐表町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 22 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 村 田 孝

伊勢市常磐 2 丁目 8 番 5 号

変更後 市 川 浩

伊勢市常磐 3 丁目 2 番 30 号

伊勢市告示第 50 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中小俣自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 22 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 三 野 賢

伊勢市小俣町元町 1128 番地

変更後 藤 原 寛

伊勢市小俣町元町 1007 番地

伊勢市告示第 51 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 22 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 村 田 正 巳
伊勢市津村町 527 番地 1

変更後 橋 本 浩 一
伊勢市津村町 844 番地 1

2 その他

平成 20 年 4 月 1 日付けで坂本武洋/伊勢市津村町 797 番地に、平成 21 年 4 月 1 日付けで樋口耕一/伊勢市津村町 518 番地 2 に代表者の氏名及び住所が変更していた旨の届出がありました。

伊勢市公告第 33 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|-----------------|----|----|----|----|------------|----------------|
| 1 | 伊勢市 大世古 4 丁目 | 雑種 | 白 | 雄 | 中 | 91 日 以上 | 老犬 首輪（紐状）あり |

2 抑留した日 平成 22 年 5 月 16 日

3 抑留期限 平成 22 年 5 月 24 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 34 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく本市の基本構想を三重県知事の同意を得て変更したので、同条第 7 項の規定により公告し、変更後の当該基本構想を次のとおり縦覧に供します。

平成 22 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 35 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 26 条の 2 第 1 項の規定により、国土交通大臣から事業認定の通知を受けたので、同条第 2 項の規定により、当該起業地を表示する図面を公衆の縦覧に供します。

平成 22 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川宮川水系宮川改修工事（左岸：三重県伊勢市川端町字川柳地内から同市中須町字向井倉地内まで、右岸：同市辻久留二丁目地内から同市辻久留三丁目地内まで）

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部監理課

4 縦覧期間

事業の認定が効力を失う日又は土地収用法第 30 条の 2 において準用する同法第 30 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による通知を受ける日まで

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部監理課 電話 0596-21-5641

伊勢市公告第 36 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 22 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

伊勢市産業観光部農林水産課

伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第7回総会を次のとおり招集します。

平成22年 5月20日

伊勢市農業委員会
会長 奥野 長衛

- 1 招集の日時 平成22年6月8日(火)午後1時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御菌総合支所
- 3 付議すべき事項
 - (1) 議案第1号 平成21年度伊勢市農業委員会事業報告について
 - (2) 議案第2号 平成22年度伊勢市農業委員会事業計画(案)について

伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

平成 22 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公文書公開請求の状況

平成 21 年度における公文書公開請求件数は、114 件でした。

(単位：件)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 請求 | 3 | 5 | 9 | 8 | 8 | 2 | 7 | 12 | 12 | 18 | 7 | 23 | 114 |

2 公文書公開請求者別状況

平成 21 年度における公文書公開請求者数は、人数で 33 人でした。

3 公文書公開請求の実施機関別状況

平成 21 年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長 93 件、教育委員会 9 件、農業委員会 6 件、監査委員 6 件でした。

(単位：件)

| 実施機関名 | | 件数 | 実施機関名 | | 件数 |
|---------|---------------|----|-------|----|-----|
| 市 長 | 検査室 | 2件 | 教育委員会 | 9件 | |
| | 職員課 | 3 | 農業委員会 | 6 | |
| | 管財契約課 | 2 | 監査委員 | 6 | |
| | 市民交流課 | 1 | | | |
| | 課税課 | 2 | | | |
| | 交通政策課 | 18 | | | |
| | 戸籍住民課 | 5 | | | |
| | 健康課 | 1 | | | |
| | 農林水産課 | 3 | | | |
| | 監理課 | 3 | | | |
| | 都市計画課 | 13 | | | |
| | 基盤整備課 | 2 | | | |
| | 維持課 | 28 | | | |
| | 用地課 | 6 | | | |
| | 建築住宅課 | 1 | | | |
| | 料金課 | 1 | | | |
| | 下水道施設管理課 | 1 | | | |
| | (小俣総合支所)生活環境課 | 1 | | | |
| 計 (18課) | 93 | 計 | 21 | | |
| 合 | | 計 | | | 114 |

4 公文書公開請求の決定状況

(1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 30 件、部分公開 61 件、非

公開 3 件、請求却下 19 件、取下げが 1 件でした。

(単位：件)

| 区 分 | 請 求 | | | | | |
|--------|-----|------|-----|------|-----|-----|
| | 公 開 | 部分公開 | 非公開 | 請求却下 | 取下げ | 計 |
| 件 数 | 30 | 61 | 3 | 19 | 1 | 114 |

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

| 非 公 開 理 由 | 部分公開 | 非公開 | 請求却下 | 合計 |
|--------------------------|------|-----|------|-----|
| 個人情報（第 9 条第 1 号） | 49 | 3 | X | 52 |
| 法人等情報（第 9 条第 2 号） | 26 | 0 | | 26 |
| 国等との協力関係情報（第 9 条第 3 号） | 0 | 0 | | 0 |
| 意思形成過程情報（第 9 条第 4 号） | 2 | 0 | | 2 |
| 事務事業の執行情報（第 9 条第 5 号） | 0 | 0 | | 0 |
| 公共の安全、秩序維持情報（第 9 条第 6 号） | 0 | 0 | | 0 |
| 任意提供情報（第 9 条第 7 号） | 0 | 0 | | 0 |
| 合議制機関情報（第 9 条第 8 号） | 1 | 0 | | 1 |
| 法令秘情報（第 9 条第 9 号） | 0 | 0 | | 0 |
| 請求対象とならない公文書 | X | X | | 0 |
| 公文書特定不可能 | | | 0 | 0 |
| 公文書不存在 | | | 24 | 24 |
| 合 計 | 78 | 3 | 24 | 105 |

5 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、不服申立てができるようになっていますが、平成 21 年度の不服申立てはありませんでした。

6 審査会の処理状況

平成 21 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号）第 30 条の規定に基づき、平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 22 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

平成 21 年度における実施機関からの届出件数は 26 件でした。

(単位：件)

| 実施機関名 | 件 数 |
|-------|-----|
| 市 長 | 25 |
| 議 会 | 1 |

2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成 21 年度における事務の廃止の届出は 41 件でした。

(単位：件)

| 実施機関名 | 事務の廃止 |
|-------|-------|
| 市 長 | 38 |
| 教育委員会 | 3 |

3 実施機関別の登録

平成 21 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、478 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

| 実施機関名 | 件 数 |
|---------|-----|
| 市 長 | 360 |
| 教育委員会 | 69 |
| 病院事業管理者 | 9 |
| 選挙管理委員会 | 5 |
| 監査委員 | 2 |
| 農業委員会 | 4 |
| 消防長 | 26 |
| 議 会 | 3 |

| | |
|-----|-----|
| 合 計 | 478 |
|-----|-----|

4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 21 年度における個人情報開示請求件数は 10 件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 開示 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 10 |

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位:件)

| 実施機関名 | | 件数 | 実施機関名 | 件数 |
|-------|-------|---------|-------------|-----|
| 市長 | 課税課 | 1 件 | 教育委員会 | 0 件 |
| | 戸籍住民課 | 7 | 議会 | 0 |
| | 環境課 | 1 | 公平委員会 | 0 |
| | 基盤整備課 | 1 | 農業委員会 | 0 |
| | | | 病院事業管理者 | 0 |
| | | | 消防長 | 0 |
| | | | 選挙管理委員会 | 0 |
| | | | 監査委員 | 0 |
| | | | 固定資産評価審査委員会 | 0 |
| | | 計 (4 課) | 10 | 計 |
| 合 計 | | | | 10 |

5 個人情報開示請求者別状況

平成 21 年度における個人情報開示請求者数は、人数で 10 人でした。その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位:人)

| | | |
|-----|--------|----|
| 本 人 | | 10 |
| 代理人 | 未成年者 | 0 |
| | 成年被後見人 | 0 |
| | 特別の理由 | 0 |

6 開示請求の決定状況

(1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示 1 件、一部開示 3 件、請求却下 6 件でした。

(単位:件)

| 区 分 | 請 求 | 開 示 | 一部開示 | 非開示 | 請求却下 |
|-----|-----|-----|------|-----|------|
| 件 数 | 10 | 1 | 3 | 0 | 6 |

(2) 一部開示・請求却下理由別内訳

一部開示、請求却下となった理由は次のとおりです。

(単位：件)

| 不開示理由 | 一部開示 | 請求却下 | 合計 |
|-----------------------|------|------|----|
| 法令秘情報（第15条第1号） | 0 | X | 0 |
| 評価、診断等情報（第15条第2号） | 0 | | 0 |
| 第三者の個人情報（第15条第3号） | 3 | | 3 |
| 国等協力関係情報（第15条第4号） | 0 | | 0 |
| 審議、検討、調査等情報（第15条第5号） | 0 | | 0 |
| 行政運営情報（第15条第6号） | 0 | | 0 |
| 公共の安全、秩序維持情報（第15条第7号） | 0 | | 0 |
| その他の情報（第15条第8号） | 0 | | 0 |
| 請求対象とならない情報 | X | 0 | 0 |
| 個人情報特定不可能 | | 0 | 0 |
| 個人情報不存在 | | 6 | 6 |
| 合計 | 3 | 6 | 9 |

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成21年度における目的外利用の届出は9件、外部提供の届出は32件でした。その状況は次のとおりです。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

| | 目的外利用 | 外部提供 | 計 |
|-------|-------|------|----|
| 市長 | 9 | 30 | 39 |
| 教育委員会 | — | — | — |
| 農業委員会 | — | — | — |
| 消防長 | — | 2 | 2 |
| 合計 | 9 | 32 | 41 |

(2) 目的外利用等の根拠

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(単位：件)

| | |
|--------------------------------------|----|
| 本人の同意を得ているとき | 5 |
| 法令等に定めがあるとき | 29 |
| 公表された事実であるとき | 0 |
| 緊急かつやむを得ないと認めるとき | 0 |
| 相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき | 7 |
| 国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めたとき | 28 |
| 審議会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき | 2 |

8 不服申立ての状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、不服申立てができるようになっていますが、平成21年度の不服申立てはありませんでした。

9 審議会の処理状況

平成21年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。